

Title	〔商法五三五〕内紛学校法人理事解任決議が無効とされたが、無効確認の訴えの利益が否定された事例(東京地裁平成二十二年一月一八日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.6 (2013. 6) ,p.145- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130628-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法 五三五〕

内紛学校法人理事解任決議が無効とされたが、無効確認の訴えの利益が否定された事例

東京地判平成二年一月一八日
 東京地裁平二〇(ワ)三一四九九号・同二(ワ)三三五四一号、理事会決議無効確認等請求(本訴)、不当利得返還請求(反訴)事件、本訴一部却下、一部認容・一部棄却、反訴棄却(控訴)
 判例時報二〇八一号一三七頁

〔判示事項〕

学校法人に内紛が存在する状況が有るなかでなされた理事解任の理事会決議が無効とされたけれどもその無効確認の訴えの利益は否定される。

〔参考条文〕

民訴法一三四条、会社法八三〇条

〔事実〕

被告(反訴原告) Y₁ 学園は、昭和二年三月三〇日に設立された学校法人である。平成一八年三月三十一日の被告 Y₁ 学園理事任期満了に伴う改選の必要が生じたのに伴い、平成一五年から理事長の地位にあつた被告 Y₂ の再任を推進す

る者とそれに反対する原告(反訴被告) X(平成一四年四月から被告 Y₁ 学園理事)らが被告 Y₁ 学園の理事会で同数にて対立し内紛の状況を呈していた。

平成一八年五月三〇日開催の被告 Y₁ 学園理事会では、理事の改選は議案とされていなかったけれども、原告 X らが役員改選を議題にする旨の動議を提出した。議長の任にあつた被告 Y₂ は、これについて裁決せず閉会し、被告 Y₂ 側の理事は退席した。それを受けて、原告 X らは、そのまま理事会を継続し、改選される理事として原告 X を含む五名を選任し、新たな理事による理事会をその後に開催して、訴外 A を理事長に選任したとして、平成一八年六月五日、

被告Y₁学園の教職員宛にその旨を告知し、被告Y₂に対する理事長用車両の配車を止めたり、被告Y₂を被告Y₁学園に立ち入らせないように職員に指示した。

被告Y₁学園は、平成一七年四月二〇日、大学を設置する訴外B法人と「特別付属校(準付属校)の取扱に関する契約書」を交わしており、被告Y₁学園理事選任については、訴外B法人の承認が必要であった。訴外B法人は、原告Xらの理事選任決議を内容的にも手続的にも容認せず、被告Y₁学園では役員の任期が満了したにもかかわらず後任者が選任されていない状態であると認識しており、平成一八年六月二二日付で被告Y₂に対して役員を改選するように求めた。訴外B法人は、平成一八年六月五日、弁護士であり、訴外B法人が設置する大学の学務担当の副総長である訴外Cに対し、被告Y₁学園の理事間の対立について処理するよう指示をした。

訴外Cおよび訴外B法人から被告Y₁学園に派遣されていた理事による調停を経て、平成一八年八月一日付で「確認書」が成立し、被告Y₂ら側から被告Y₂が退任し、原告X側から訴外D(弁護士)が退任して、その他の理事らは再任され、退任理事の後任者は訴外B法人から推薦を受けることとなった。平成一八年八月一六日に被告Y₁学園の理事会

が開催され、前記「確認書」と訴外B法人の推薦に従って理事および理事長が選任され、訴外Eが理事長に選任された。ここで再任された原告Xの理事任期は、平成二一年三月三一日までであった。この「確認書」に基づいて理事長に選任された訴外Eは、原告Xに対し、過去はひきずらない旨旨述べ、平成一九年一〇月二六日に辞任するまでの在任中、原告Xらに対して何んの処分もしていない。

被告Y₁学園の理事会は、平成二〇年一〇月三日に、「平成一八年五月以降の一連の寄附行為違反」を理由として原告Xを被告Y₁学園の理事から解任する旨の決議をし、同年同月一四日、被告Y₁学園は、評議員会を開催して前記理事会決議を追認する旨の決議をした。なお、前記訴外Eが平成一九年一〇月二六日に理事長を辞任した後、被告Y₁学園の理事長には、被告Y₂が再び就任している。

原告Xは、理事解任事由がないとして理事会と評議員会決議の無効確認、ならびに、任期満了までの報酬支払を求め、加えて、被告Y₁学園代表者である被告Y₂に対して、無効な右各決議の内容を掲示して原告Xに精神的損害を与えたとして不法行為に基づく損害賠償を求めて本訴に及んだ。

本件反訴は、被告Y₁学園が原告Xに対して不当利得として理事解任後に支払われた理事としての報酬および通勤手

相当額の支払を求めたものである。

〔判旨〕

本訴一部却下（決議無効確認の訴えの利益なし）・一部認容（理事報酬請求権）・一部棄却（不法行為に基づく損害賠償請求権）

反訴棄却（不当利得返還請求権）

一 「原告の理事としての任期は、解任されなくても平成二二年三月三十一日までであり、現時点においては既に任期が満了している。そして、弁論の全趣旨によれば、被告学園において、平成二二年四月一日以降は新たな理事が選任されていると認められる。また、理事会決議が無効であることは訴えによらなくても主張することができ、原告が被告学園に対して任期中の理事としての報酬を請求するためには、理由中の判断で足りる。したがって、本件全証拠によるも、なお原告に本件解任決議又は本件解任決議を追認する旨の評議員会決議が無効であることを訴えをもって確認する利益を認める必要があるとは認められない。」

二 平成一八年八月一日付で成立した「本件確認書に署名捺印した理事らは、本件確認書によって本件理事選任決議等をめぐる理事間の紛争は解決されて一件落着となり、双

方一名ずつ責任を取って理事を退任する以上に、今後どちらかの側の責任をさらに問うことはないと考えていたものと推認することができる。」「本件確認書締結後にさらに……理事の責任を問い、理事から解任する可能性を残すのであれば、その旨明示すべきであったと解するのが相当であるところ、本件確認書作成に至る交渉過程において、今後責任追及することがあり得るかどうかについて全く話がなかったのであるから、むしろ、本件確認書による合意には、他の理事らについては問責しない旨の合意が含まれていると解するのが相当である。」「本件確認書は各理事が、理事という地位にあつたことに基づいて合意したものであることは明らかであつて、当時の理事全員の合意ということができるから、被告学園をも拘束すると解するのが合理的である。」

従つて、原告を解任する旨の平成二〇年一〇月の「本件解任決議は無効のものであるから、原告は、理事としての報酬を受領する権限がある。それ故に、報酬を不当利得として返還を求める反訴請求には理由がない。」

三 「本件解任決議は、被告学園の理事会において、約一時間の議論を経て全理事の四分の三以上の賛成によって議決されたものであつて、被告Y個人が行つたものでないこ

とは明らかである。……したがって、本件解任決議が被告 Y₂ による不法行為に該当するものではない。」

〔研究〕

理事解任決議無効確認の訴えの利益がないとの点に若干の疑問はあるが、それ以外の点については判旨に賛成する。

一 過去の法律関係や過去の事実の確認をしてみても、過去から現在に至るまでに事態は進展し、変化しているので、法的紛争の一挙抜本的解決のために過去の法律関係や過去の事実の確認をすることが適切でありその必要性がある場合のみそれらの法的な確認の利益が認められる。訴訟というものは、事実の認定や確認を基礎として判断されるものなので、重要と思われることは何んでも確認してほしいとの欲求が生じがちであるが、そこには理論的な歯止めが存在する。それ故に、昭和四七年一月九日の最高裁判所第一小法廷判決が、「学校法人の理事会または評議員会の決議の無効の確認を求める訴は、現に存する法律上の紛争の解決のため適切かつ必要と認められる場合には、許容されるものと解するのが相当である」と判示しているのは（民集二六卷九号三〇頁）、理論の妥当な説明である。

本件において、後任の理事が適法有効にすでに選任され

ており、原告の過去における理事解任決議が存在したか否かに関係なく、原告は理事職になく、現時点の原告の立場に理事解任決議の存否は影響力がないとして、その確認の利益を否定し、現時点の原告の立場からは、報酬請求権や不法行為に基づく損害賠償請求が審判の対象となるとされている。右に示した最高裁第一小法廷判決も、結論としては、本件判旨と同様に、後任の理事が選任され、理事の地位を失っている状況の下では、過去の理事会決議無効確認の確認の利益はないとしている（前掲民集二六卷九号三一頁）。

最高裁判所の判断を受け継ぐ右のような本件判旨に若干ながらも疑問を呈する糸口は、法人の機関である理事会、評議員会、株主総会、取締役会等の決議無効確認を求める当事者の意思の中に、経済的な損害賠償請求のみならず、人間として真面目に法人業務を執行していたのに、自尊心と名誉を傷つけることをされたとして、その点の対応を求める気持がないわけではないとの観点が考えられる。それについては、現時点から判断した名誉毀損ということでは、賠償と謝罪広告で充分との見解もある。しかし、事態は、人間的にそのように単純明快でもないと考ええる。

本件では名誉毀損が主張されているわけではないが、本

件判旨への理論的疑問の契機として言及したい。民法七二三条は、口語化される前には、「損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命スルコトヲ得」と規定され、現行法においては同条において、「損害賠償とともに、名誉を回復するのに適當な処分を命ずることができる」とされている。この「適當ナル処分」の例として、民法制定當時に、「法廷ニ於テ謝罪」することが挙げられていた（梅謙次郎「民法要義卷之三債權編」九〇二頁〈明治三〇年七月三〇日發行〉、岡松參太郎「注釈民法理由下卷」次五〇三頁〈明治三二年三月一〇日七版〉。なお、民法修正案理由書自第一編至第三編完六二五頁では「法廷ニ謝罪セシムル如キ処分」と表現されている。）。ところが、我が国の実務において、「公開法廷での謝罪を本条の名誉回復処分として命じた例は実際にはないようである」とされ、その「理由は、この種の処分が被告本人の具体的動作——しかもそれじたいとして屈辱的な動作——を必要とするがゆえに、これを法的に強制することが躊躇される、という点にあったのではないだろうか」と説明されている（幾代通「注釈民法（一九）債權（一〇）」三七二頁〈昭和四三年六月二〇日初版〉）。そのような事情が有るとすれば、役員を解任するという法人の機関決定を無効確認すれば、妥当性や合

理性のない解任決議で人格と名誉を傷つけられたと感じた人の立場を被告本人の屈辱的な動作を介入しないで公の局面で回復できるとも解される。もちろん、その種の訴えに確認の利益を認容するためには、確認の訴えの利益存否判断に関する以下の三点が充足される必要がある。石川明教授によれば、①確認判決を得ることが、当事者間の具体的な紛争解決にとって、有効かつ適切であること（方法選択の適否）、②確認の対象が、当事者間の紛争解決にとって有効かつ適切であること（対象選択の適否）、③確定判決によって即時に確定される必要性があること（即時確定の必要性）の三点が充足されなければならない（石川明「はじめて学ぶ民事訴訟法」五三頁～五五頁〈平成元年一〇月三〇日初版〉）。過去の法律関係や過去の事実の確認の利益に関して、安易な拡張的対応は許されないけれども、法人における役員解任決議の無効確認により、関係当事者の名誉回復が可能との真摯な主張と立証があり、裁判官においてその旨の心証形成がなされれば、その種の確認にも訴えの利益を認める余地があるとも考えられる。会社法における決議無効・不存在確認の訴訟類型の法定からの類推により、右の①方法選択の適否と②対象選択の適否の観点は充足されるし、更に、③即時確定の必要性については、役員

解任決議不存在確認によって、不名誉な状況は除去され真相不明という現実の不安定性が取り除かれるからである。以上の次第で、理事解任決議無効確認の訴えの利益がないとの点に若干の疑問がある。

二 本件判旨認定の「確認書」に基づき、理事間の内紛につき一件落着となり、双方の責任を更に問うことはない旨の被告Y₁学園における明確なる機関決定はないものの、そのような趣旨を踏まえた上で理事会決議で原告Xを理事に選任し、その任期を定めていると理解することは、内紛解決の全経過を総合的に考えると社会通念に合致する判断と解される。従って、原告Xの任期満了前に原告を解任する旨の理事会決議等は無効であり、理事任期終了までの報酬請求権を認め本件反訴請求を認めなかった判旨には妥当性がある。なお、本件「確認書」の内紛関係者双方の責任を問うことはない旨の趣旨に反して、原告Xを理事職から解任するとの決議を粛粛と行なってしまった被告Y₁学園の責任については、本訴で追及されていないので判旨は判断していない。原告Xを理事職から解任するとの被告Y₁学園における機関決定存在を認定する判旨は、本件被告Y₂のその機関決定成立への働きかけについては認定していないので、結果的に被告Y₂個人の不法行為責任は問いようがないとい

う意味で判旨に賛成しているだけであり、この点について積極的に判旨賛成というわけではない。

(平成二五年六月一〇日稿)

加藤 修